

＝ 介護報酬改定 Q&A (第8弾) ＝ 自宅に浴室がない利用者等でも 事業所内での入浴の自立 個別性を担保することで 入浴介助加算(Ⅱ)が算定可能

4/26 付「介護保険最新情報 Vol.974」において、入浴介助加算(Ⅱ)の Q&A が出されました。入浴介助加算(Ⅱ)は、自宅での入浴の自立を図る観点から見直されたものであるが、以下の条件が満たされれば、事業所内での入浴の自立を図ることを目的とした介助を実施した場合は、入浴の手段(大浴槽・機械浴等)を問わず、加算(Ⅱ)が算定できることになりました。

【対象】・自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者
・本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要な利用者

【5つの条件】

- ① 事業所の浴室で、医師、PT・OT、介護福祉士、ケアマネ等が利用者の動作を評価する。
- ② 事業所で、自立した入浴ができるよう必要な設備を備える。
- ③ 事業所の機能訓練指導員等が共同して、動作を評価した者と連携のうえ、利用者の身体状況や事業所の浴室環境を踏まえた個別の入浴計画を作成。
(通所のサービス計画中に上記に相当する内容が網羅されれば代用可)
- ④ 個別の入浴計画に基づき入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、事業所以外の場面での入浴が想定できるようになっているか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

【利用者の居宅の浴室の状況に近い環境】

いわゆる事業所の~~大浴槽~~であっても、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することで、居宅の浴室に近い環境が再現されていれば、差し支えない。

●介護報酬改定 Q&A (第8弾) をご確認ください。

ここから ⇒ <https://www.roken.or.jp/archives/24948>

公益社団法人全国老人保健施設協会

<https://www.roken.or.jp/>



ROKEN くん